

恵庭市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「恵庭市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、恵庭市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などにかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

1.私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2.私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と恵庭市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅滞をすること。

3.私は、貴庁の公有財産売却にかかわる「公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

恵庭市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号該当すると認められる方
(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札にかかわる契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成21年1月15日実施)に規定する指名停止の措置を受けている方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定に該当する団体又は構成員

- (4) 日本語を完全に理解できず、日本国内に所在地及び連絡先を有さない方
- (5) 恵庭市契約事務規則（平成9年規則第10号）、恵庭市公有財産等インターネット売払事務取扱要綱（令和3年11月26日実施）、本ガイドライン及び売却システムに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (7) 恵庭市の公租及び公課を滞納している方
- (8) 入札事務に直接従事する方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づいて恵庭市が執行する一般競争入札の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の納付期限までに正当な理由なく売払代金を納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間恵庭市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面および恵庭市において閲覧に供されている入札公告等を確認したうえで公有財産売却に参加してください。
- (4) 恵庭市は、やむを得ない事情により特定の物件の売却を中止すること、もしくは公有財産売却の全体を中止することがあります。

3. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

- ア. 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを恵庭市に開示され、かつ恵庭市がこれらの情報を恵庭市公文書管理規程に基づき、5年間保管すること。
 - ・ 恵庭市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、売却する財産に関するお知らせ等についての電子メールを送信することがあります。
- ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
- エ. 恵庭市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

4.共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

第 2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、売却システム上で必要事項を入力する参加仮申込み、恵庭市に必要書類を提出する参加本申込み、および入札保証金の納付が必要であり、それらの全ての手続きが完了したログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加仮申込みについて

売却システムの画面上で、住民票に記載されている住所、氏名（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に記載されている所在地、名称、代表者氏名）等を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加仮申込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、代表者の名において公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

2. 公有財産売却の参加本申込みについて

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、恵庭市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次の書類（以下「必要書類」といいます）

す)を添付のうえ、恵庭市に提出してください。なお、郵送により申込書及び必要書類を提出する場合は、申込締切日必着とします。

(必要書類)

住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項証明書。以下同じ))、印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

- ・必要書類は発行後3か月以内のものでなければなりません。
- ・複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、必要書類は1通のみ提出してください。
- ・入札参加を希望する者から委任を受けた代理人が申込みをする場合は、別途委任状が必要となります。
- ・売却システムの公有財産売却の物件詳細画面で行った仮申込みの情報と本申込みの内容が異なる場合は、申込受付ができません。
- ・共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所(所在地)、氏名(名称)および押印した共同入札申出書兼持分内訳書を申込書に添付することが必要です。
- ・申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

なお、公有財産売却の物件ごとに必要書類が異なる場合がありますので、あらかじめ売却区分ごとの入札公告を確認してください。

3. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、恵庭市が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分をいいます。以下同じ)ごとの入札公告において予定価格(最高落札価格)の10分の1以上の金額を定めます。

売却区分ごとの入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカードによる納付」「銀行振込」のうち希望する方法いずれか一つに「○」をしてください。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカードによる納付」「銀行振込」のうち希望する方法いずれか一つに「○」をしたうえで、下記アまたはイのとおり納付してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。

- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに恵庭市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・共同入札をする場合は、代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が恵庭市に到着後、恵庭市から「納入通知書兼領収証書」を送付しますので、恵庭市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行振込により入札保証金を納付する場合は、恵庭市が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。
- ・恵庭市が指定する金融機関については、下記を参照してください。

1 指定金融機関

北洋銀行恵庭支店

2 収納代理金融機関

北洋銀行本・支店、北海道銀行本・支店、北央信用組合本・支店、北海道信用金庫本・支店、道央農業協同組合本・支店、北海道労働金庫本・支店

(3)入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに恵庭市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取扱い

恵庭市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

恵庭市は、売却システム上において入札期間終了後開札を行い、売却区分ごとに入札価格が予定価格（最高落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 恵庭市から落札者への連絡

落札者には、恵庭市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・恵庭市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、恵庭市が落札者による売払代金の納付を納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否か

を問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2)落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

3. 売却の決定

(1)落札者に対する売却の決定

恵庭市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には恵庭市より契約書等引渡し手続きに関する書類を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、恵庭市が指定する期日までに送付または持参してください。

なお、契約書の作成要否については売却区分ごとに異なりますので、必ず入札公告を確認してください。

ア. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の納付

(1)納付する売払代金

売払代金は「3. 売却の決定売払」のうち「イ. 売却の決定金額」のとおりですが、落札者が契約保証金を売払代金に充当することについて同意した場合は、落札金額から事前に納付した契約保証金を差引いた金額を納付することとなります。

(2)売払代金の納付期限について

落札者は、売払代金の納付期限までに売払代金を一括で納付してください。

売払代金の納付が確認された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の納付期限までに納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没

収し、返還しません。

(3) 売払代金の納付方法

売払代金は恵庭市が用意する納付書により納付してください。なお、売払代金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第5 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

自動車・物品は、売払代金の納付確認後、現状有姿で、恵庭市が入札公告で指定する方法により引渡します。不動産は、所有権移転登記完了後、登記完了を証明する書類の写しをお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の納付を恵庭市が確認したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア. 売払代金の納付確認後、恵庭市が不動産登記簿上の権利移転のみを行います

イ. 共同入札の場合は、共同入札者全員の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）の提出が必要です。

ウ. 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後2週間程度の期間を要することがあります。

(2)自動車の場合

ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

イ. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3. 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など恵庭市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。また、売却する公有財産は、現状有姿での引渡しとなります。

4. 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

（不動産の場合）

(1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

(2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。売払代金を納付後、収入印紙などを恵庭市に送付または持参してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に送付または持参する場合は全共同入札者の合計で構いません）

（自動車の場合）

(1) 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。

ア. 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要です。

イ. 自動車税環境性能割および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

（物品の場合）

引渡しおよび権利移転に伴う費用については、入札公告により定めるものとします。

第6 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ. せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 売却区分単位での公有財産売却を中止とする場合の入札保証金の返還

特定の財産に関して公有財産売却が中止とする場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2)全ての公有財産売却を中止とする場合の入札保証金の返還

恵庭市が実施する公有財産売却の全体が中止とする場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」といいます）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、恵庭市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、恵庭市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、恵庭市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、恵庭市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、恵庭市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、恵庭市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず恵庭市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

恵庭市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、恵庭市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、恵庭市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、恵庭市に無断で転載・転用することは一切できません。

6.システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7.準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8.インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9.公有財産売却参加申込み期間および入札期間

公有財産売却参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上

に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 恵庭市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

恵庭市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、恵庭市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、恵庭市が掲載したものでない情報については、恵庭市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。 また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。